様式第六号(第二十条関係)

(表面)

第　　号 柔道整復師法第21条第2項の規定による身分証明書 氏　　名 年　　月　　日生 年　　月　　日発行 都道府県(保健所設置市又は特別区)　　印	写 真

（裏面）

柔道整復師法(昭和45年法律第19号)抜すい

第21条　都道府県知事は、必要があると認めるときは、施術所の開設者若しくは柔道整復師に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、施術所に立ち入り、その構造設備若しくは前条第2項の規定による衛生上の措置の実施状況を検査させることができる。

2　前項の規定によつて立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第30条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

七　第21条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

注　保健所を設置する市又は特別区にあっては、柔道整復師法第18条第1項の規定により、前記都道府県知事の権限は市長又は区長が行うこととなっている。